

全業種にわたる 労働災害防止推進運動実施中

最新の名古屋北労働基準監督署管内労働災害発生状況をお知らせします。

名古屋北労働基準監督署からのメッセージ

名古屋北労働基準監督署管内の労働災害発生件数は、平成29年から令和元年にかけて増加傾向にありましたが、令和2年に入ってから増加傾向は見られなくなり、少しですが減少傾向が見られるようになりました。(令和2年9月末時点で前年同期比3.7%減)

しかしながら、令和2年10月末時点で前年同期比0.7%増となり、前年同期比で増加に転じました。

労働災害発生件数の増減の傾向については、上記のような短期の比較のみで直ちに判断することはできませんが、管内の労働災害の特徴として、

約4分の1が「転倒災害」、そのうち約4分の3が50歳以上の労働者

という点が挙げられます。

当署では、引き続きこれらの特徴などを踏まえつつ労働災害発生件数を減少させるべく様々な施策を実施してまいります。

皆様におかれましても、これらの特徴などを踏まえつつ

『組織的な安全衛生管理の推進』にお取り組みいただきますようお願い申し上げます。

名古屋北労働基準監督署の労働災害発生状況

(件)

業種	令和2年 10月受付件数	R2年1月~10月 発生件数	昨年同期 令和元年10月	昨年同期との比較
製造業	18	148(1)	158	-10
建設業	9	63(1)	44(4)	19
運輸交通業	19	135(1)	141	-6
貨物取扱業	1	20	23	-3
商業	19	132(1)	127(1)	5
保健衛生業	15	64	44	20
接客娯楽業	8	67	66	1
清掃・ビルメン業	6	56(1)	69(1)	-13
その他の事業	25	130(1)	137	-7
合計	120	815(6)	809(6)	6

()内は死亡者数を内数で表す

無災害記録証授与制度のご案内

無災害記録証授与制度

厚生労働省では、一定の期間において労働災害を発生させなかった事業場に対して、無災害記録証を授与しています。これは無災害であった労働時間数に応じて、第1種から第5種まで5段階の無災害記録証を授与できる制度で、事業場からの申請に基づいて厚生労働省労働基準局長名の無災害記録証が授与されます。無災害であった労働時間数は業種によって異なることのほか、労働者数が100名未満か、以上であるかによっても異なります。

申請・お問い合わせは、名古屋北労働基準監督署安全衛生課(☎052-961-8654)まで。

中小企業無災害記録証授与制度

中央労働災害防止協会(中災防)では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。表彰の対象となる事業場は、中小企業に属し、労働者が10人以上100人未満の事業場です。無災害記録日数は事業場の業種と労働者数によって定められています。記録は第1種から第5種までの5段階あります。

申請・お問い合わせは、中央労働災害防止協会愛知県支部(☎052-221-1439)まで。